平成２２年（フ）第２０２５号
さいたま市北区吉野町１丁目354番地５　パステル堀之内108号
債務者　渡邉千亜紀
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０５７号
埼玉県朝霞市膝折町１丁目９番44号　マルコ荘203、旧住所埼玉県新座市北野１丁目１番７―403号
債務者　市川　巌将
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９３９号
千葉県松戸市五香西３丁目32番地の13
債務者　工藤　俊彦
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９４０号
千葉県松戸市五香西３丁目32番地の13
債務者　工藤　弘子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９４３号
千葉県松戸市松戸新田24番地　京葉流通センター５棟12号２Ｆ
債務者　宮下　正次
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３６２号
長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷9230番３号地、前住所横浜市保土ケ谷区瀬戸ケ谷町90番地　読売保土ケ谷ビル201号
債務者　塚原　由加
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６５号
長野市篠ノ井布施五明997番地
債務者　若林　昭一
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３７４号
長野市篠ノ井布施五明196番地　ベルメゾンＩＨＯＲＩ―M202
債務者　上田　成哲
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６５号
五條市住川町1264番地
債務者　梅本　美佐（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第３４７号
徳島県阿波市市場町大野島字稲荷199番地
債務者　島田寛治郎
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４９４号
徳島県徳島市北島田町３丁目110番地、住民票上の住所徳島県徳島市庄町５丁目111番地
債務者　吉本　竜司
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５０２号
徳島県徳島市南田宮１丁目５番46号
債務者　新開奈緒子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５０５号
徳島県徳島市名東町２丁目679番地の５
債務者　秋山　京子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５２９号
徳島県小松島市横須町11番130号　エビスハイツ３号室
債務者　光岡シゲ子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１８号
愛媛県宇和島市津島町上畑地甲1562番地１
債務者　山口　咲美
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第１２２号
愛媛県南宇和郡愛南町一本松3537番地
債務者　宮下　耕児
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第７１２号
高知市春野町西諸木525番地１
債務者　三井　潤一
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで高知地方裁判所破産係